

自然法則に反する発明

28

東京高裁480629

本願発明は、出願人によれば、いわゆる**永久運動**、すなわち無限に動力を発生させることは、現在まで、エネルギー恒存の原理から絶対不可能とされていたが、本願発明は、これを可能ならしめた方法であり、水素は酸素と化合する際熱を発生して水となり、水は分解すると酸素と水素に分離し、両者は、分解力、化合発熱量は相等しく、水素は浮力を有し、自己の十数倍の質量を上昇せしめる力を持ち、上昇した水素ガスは、上空において空気と混合させ、燃焼して熱と水を生じ、この水と浮昇の際持ち揚げた質量と共に落下して動力を生ずるという原理を種々の方法により装置化すれば永久に動力と酸素ガスが発生し、無限動力を得ることができるとの知見を基礎とし水等を分解し、その水素の浮揚力により物質を上昇せしめ、空気と混合燃焼し、動力と水を得、その水を上昇せしめた水と共に落下せしめ動力を起し、それらの動力により分解のエネルギーを給与し、もって動力を発生せしめる**無限動力発生方法**、をその要旨とするものであることが明らかであるところ、**鑑定の結果によれば、本願発明は、その実施は不可能であるとみるを相当**とし、これを左右するに足る確な証拠はない」

28 東京高判S48/6/29 無限動力発生方法事件

双方向歯科治療ネットワーク事件

29

知財高裁平成20年6月24日

請求項に何らかの技術的手段が提示されているとしても、請求項に記載された内容を全体として考察した結果、**発明の本質が、精神活動それ自体**に向けられている場合は、特許法2条1項に規定する「発明」に該当するとはいえない。

他方、人の精神活動による行為が含まれている、又は精神活動に関連する場合であっても、**発明の本質が、人の精神活動を支援する、又はこれに置き換わる技術的手段を提供するものである場合は、「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきものではない。**

特許法29条1項柱書きにいう「発明」に該当しない

特願2000-579144号 特表2002-528832号

請求項18から補正により12

29 知財高判H20/6/24 双方向歯科治療ネットワーク事件

29

音素索引多要素行列構造の英語と他言語の対訳辞書

知財高裁平成20年08月26日

本願発明が特許法2条1項に定義する「発明」ということはできず、同法29条1項柱書きの規定により特許を受けることができないとした拒絶審決の取消を求めた審決取消訴訟で、特許庁の拒絶審決が取り消された事案

ある課題解決を目的とした**技術的思想の創作**が、その構成中に、人の精神活動、意思決定又は行動態様を含んでいたり、人の精神活動等と密接な関連性があったりする場合において、そのことのみを理由として、特許法2条1項所定の「発明」であることを否定すべきではなく、**特許請求の範囲の記載全体を考察**し、かつ、明細書等の記載を参酌して、自然法則の利用されている技術的思想の創作が課題解決の主要な手段として示されていると解される場合には、同項所定の「発明」に該当するというべきである。

29 知財高判H20/8/26 音素索引多要素行列構造の対訳辞書事件

29

資金別貸借対照表事件

東京地裁平成15年1月20日

実用新案登録第2077899号
平成元年10月16日出願

資金別貸借対照表を使用する被告の行為が**実用新案権**を侵害するとして、その使用の差止めと損害賠償を求めた事案で、登録要件としての考案性すなわち「自然法則を利用した技術的思想の創作」が争われた

実用新案法2条1項及び3条1項によれば、「**たとえ技術的思想の創作であったとしても、その思想が、専ら、人間の精神的活動を介在させた原理や法則、社会科学上の原理や法則、人為的な取り決めを利用したものである場合には、実用新案登録を受けることができない**

技術的思想の創作中に、自然法則を利用した部分が全く含まれない場合はいうまでもないが、仮に、**自然法則を利用した部分が含まれていても**、ごく些細な部分のみに含まれているだけで、技術的な意味を持たないような場合も、同様に、実用新案登録を受けることができないというべきである

効果も、自然法則の利用とは**無関係の会計理論ないし会計実務**を前提とした効果にすぎない

29 東京地判H15/1/20 資金別貸借対照表事件

ビットの集まりの短縮表現を生成する方法

30

知財高裁平成20年02月29日

数学的課題の解法ないし**数学的な計算手順**(アルゴリズム)そのものは、**純然たる学問上の法則**であって、何ら自然法則を利用するものではないから、これを法2条1項にいう**発明**ということができないことは明らかである。

また、既存の演算装置を用いて数式を演算することは、上記数学的課題の解法ないし**数学的な計算手順**を実現するものにほかならないから、これにより自然法則を利用した**技術的思想**が付加されるものではない。

数学的なアルゴリズムであってもコンピュータで演算を実行することで時間が短縮されれば**発明**になるというに等しく、**自然法則を利用しない単なる数式を発明から除外する**法2条1項の趣旨を没却するものである。

30 知財高判H20/2/29 ビットの集まりの短縮表現生成方法事件

欧文字単一電報隠語作成方法事件

30

最一1953年04月30日

原判決において、原告らの発明は、「**欧文字、数字、記号、等を適当に組み合わせて電報用の暗号を作成する方法**」と認定

「特許に値すべき発明の本体は自然法則の利用によつて一定の文化目的を達するに適する**技術的考案**ということにあつて、工業的発明とはあらゆる産業に利用されうるものであるが**技術産業的特質**をもつた発明に限る趣旨と解す

本願発明は結局**何等装置を用いず、又、自然力を利用した手段を施していない**から、特許に値する工業的発明であるとはいえない

30 最判S28/4/30 欧文字単一電報隠語作成方法事件

原子力エネルギー発生装置事件

32

最高裁昭和44年1月28日

本発明装置は、定常的かつ安全に実施しがたく、**技術的に未完成と認められる**以上、エネルギー発生装置として産業的な技術的効果を生ずる程度にも至っていない

発明は自然法則の利用に基礎づけられた一定の技術に関する創作的な思想であるが、特許制度の趣旨にかんがみれば、その創作された技術内容は、その技術分野における通常の知識・経験をもつ者であれば何人でもこれを**反覆実施してその目的とする技術効果をあげることができる程度にまで具体化され、客観化されたもの**でなければならない。

その技術内容がこの程度に構成されていないものは、**発明としては未完成**であり、もとより旧特許法一条にいう**工業的発明に該当しないもの**というべきである。

32 最判S44/1/28 原子力エネルギー発生装置事件

育種増殖法事件

最三120229 特許法1条, 29条 黄桃

33

【要旨】: 育種過程における反復可能性は、科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しない。

【判示】: 発明は、自然法則の利用に基礎づけられた一定の技術に関する創作的な思想であるが、その創作された技術内容は、その技術分野における通常の知識・経験を持つ者であれば何人でもこれを反覆実施してその目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体化され、客観化されたものでなければならないから、その技術内容がこの程度に構成されていないものは、発明としては未完成のものであって、特許法2条1項にいう「発明」とはいえない(最高裁昭和39年(行ツ)第92号同44年1月28日第三小法廷判決・民集23巻1号54頁参照)。したがって、同条にいう「自然法則を利用した」発明であるたには、当業者がそれを反覆実施することにより同一結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要である。そして、この反復可能性は、「植物の新品種を育種し増殖する方法」に係る発明の育種過程に関しては、その特性にかんがみ、科学的にその植物を再現することが当業者において可能であれば足り、その確率が高いことを要しないものと解するのが相当である。ただし、右発明においては、新品種が育種されれば、その後は従来用いられている増殖方法により再生産することができるのであって、確率が低くても新品種の育種が可能であれば、当該発明の目的とする技術効果を挙げることができるからである。

33 最判H12/2/29 黄桃の育種増殖法事件

非常に大規模な固定化ペプチドの合成事件

33

知財高裁平成19年11月29日

本件発明のような「解析装置」についての発明の**実施可能性**の判断にまで、**黄桃事件判決の趣旨**が及ぶものではない。

本件発明は「装置」の発明である以上、常に一定の効果を発揮するからこそ「発明」ということができるものであり、当業者が反復実施してその目的とする技術効果を挙げることができる程度にまで具体化され、客観化されたものでなければならない。

また、明細書の記載は、当業者が容易に反復して発明の実施をすることができる程度のものでなければならない。

33 知財高判H19/11/29 非常に大規模な固定化ペプチドの合成事件

薬物製品事件

34

最高裁判所第一小法廷昭和52年10月13日

審決取消 特許権 行政訴訟 原告:特許庁

法四九条一号は、特許出願にかかる発明が法二九条の規定により特許をすることができないものであることを特許出願の拒絶理由とし、法二九条は、その一項柱書において、出願の発明が「産業上利用することができる発明」であることを特許要件の一つとしているが、そこにいう「**発明**」は法二条一項にいう「発明」の意義に理解すべきものであるから、**出願の発明が発明として未完成**のものである場合、法二九条一項柱書にいう「発明」にあたらないことを理由として特許出願について拒絶をすることは、もとより、**法の当然に予定**し、また、要請するところというべきである。

34 最判S52/10/13 薬物製品事件